

令和7年6月17日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和7年第6回）議事録

1. 開催日時 令和7年6月17日（火曜日）午後3時

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（23名）

1 番 佐藤 崇	14 番 畑山 留美子
2 番 小松 健	15 番 佐藤 喜勝
3 番 齋藤 誠	16 番 佐々木 剛
4 番 庄司 和夫	17 番 伊藤 剛
5 番 佐々木 亨	18 番 加藤 三敏
6 番 伊藤 直子	19 番 大瀧 浪雄
7 番 菅原文 克	20 番 佐々木 純一
8 番 板垣 利明	21 番 小野 晃一
9 番 三浦 幸夫	22 番 豊島 靖喜
10 番 吉尾 麻美	23 番 真坂 和都
11 番 巴 寛	24 番 富樫 公一
12 番 佐藤 源樹	

4. 欠席委員（1名）

13 番 佐藤 榮一

5. 議事日程第1号 令和7年6月17日（火曜日）午後3時 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第51号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第 5. 議案第52号 農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件

第 6. 議案第53号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 7. 議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）

第 8. 議案第55号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（その他）

第 9. 議案第56号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件

第10. 議案第57号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	木内 卓朗	次 長	齊藤 政樹
農政班長	三保 敦	次長兼農地班長	二見 真之
専門員	今野 政幸	主査	小助川 洋

主査（矢島庶務班）	田 口 達 也	主任（岩城庶務班）	池 田 健 人
主事（由利庶務班）	畠 山 秀	主査（大内庶務班）	佐々木 春 香
主事（東由利庶務班）	石 渡 穰	主査（西目庶務班）	巴 留美子
主事（鳥海庶務班）	佐 藤 海 士		

8. 総会議長

富 樫 公 一

9. 議事録署名委員

1 2 番 佐 藤 源 樹

1 4 番 畑 山 留美子

10. 会議の概要

○議長

これより令和7年6月3日公示招集されました、令和7年第6回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中23名であります。

13番佐藤榮一委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の総会は、農業委員のみの招集です。

本日の提出案件は、議案第51号から議案第57号までの計7件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、12番佐藤源樹委員、14番畑山留美子委員の兩名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第51号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし事務

局より説明を求めます。

○事務局

(議案第51号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第51号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第51号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第52号「農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第52号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第52号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第52号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第53号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第53号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。) 1について補足いたします。

譲受人の住所地が県外となっておりますが、譲受人はこの地域に魅力を感じ、申請農地に隣接する住宅及び空き家とともに所有権を移転しようとするものであり、「営農計画書」の提出も受け申請内容を審査し、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

○議長

議案第53号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第53号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第54号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第54号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第54号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第54号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第55号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（その他）」を議題としますが、本議案の1番につきましては、3番齋藤誠委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【齋藤誠委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第55号1番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第55号1番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第55号1番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第55号1番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号1番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【齋藤誠委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第55号2番から6番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第55号2番から6番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第55号2番から6番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第55号2番から6番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号2番から6番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第56号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第56号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などにより、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当とする旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議による意見聴取を必要とする案件であり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することとなる旨説明する。

○議長

議案第56号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、15番佐藤喜勝委員。

○15番・佐藤喜勝委員

調査日時、出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第56号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第56号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第56号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第57号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、1番及び2番について事務局より説明を求めます。

○事務局

1番の申請地は、長年耕作しておらず、雑草・雑木が繁茂し、原野化している状況です。

このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨説明する。

2番の申請地は、長年耕作しておらず、雑草・竹が繁茂し、原野化している状況です。

このため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨説明する。

○議長

議案第57号1番及び2番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。
調査員、7番菅原文克委員。

○7番・菅原文克委員

調査日時並びに調査者を報告し、1番の現地は、長期にわたり耕作された様子はなく、雑草や雑木が繁茂し原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨報告する。

2番の現地は、長期にわたり耕作された様子はなく、雑草や竹が繁茂し原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。

○議長

ご苦労様でした。

続いて、3番について事務局より説明を求めます。

○事務局

3番の申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木が繁茂し山林化している状況にあり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨説明する。

○議長

議案第57号3番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、15番佐藤喜勝委員。

○15番・佐藤喜勝委員

議案第56号1番と同日に3人で現地調査を行い、現地は長期にわたり耕作された様子はなく、草木が生い茂り、山林化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しない旨報告する。

○議長

ご苦労様でした。

次に、4番について事務局より説明を求めます。

○事務局

4番の申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にあり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨説明する。

○議長

議案第57号4番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、11番巴寛委員。

○11番・巴寛委員

調査日時並びに調査者を報告し、議案第57号4番の現地は、長期間耕作されていないため、

雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨報告する。

○議長

ご苦勞様でした。

次に、5番及び6番について事務局より説明を求めます。

○事務局

5番の申請地は、平成14年頃から20年以上耕作しておらず、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にあり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨説明する。

6番の申請地は、山林に接しており、昭和49年頃から50年以上耕作しておらず、雑草や雑木が繁茂、原野化している状況にあり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨説明する。

○議長

議案第57号5番及び6番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

はじめに、5番についてお願いします。

調査員、16番佐々木剛委員。

○16番・佐々木剛委員

調査日時並びに調査者を報告し、5番の現地調査は、長期間耕作されていないため、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。

○議長

ご苦勞様でした。

次に、6番についてお願いします。

調査員、5番佐々木亨委員。

○5番・佐々木亨委員

調査日時並びに調査者を報告し、6番の現地調査は、長期間耕作されていないため、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。

○議長

ご苦勞様でした。

次に、7番について事務局より説明を求めます。

○事務局

7番の申請地は、長年耕作しておらず、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨説明する。

○議長

議案第57号7番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、3番齋藤誠委員。

○3番・齋藤誠委員

調査日時並びに調査者を報告し、7番の現地調査は、長期間耕作されていないため、雑草や雑木が繁茂し、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第57号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第57号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よって議案第57号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時35分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 富 樫 公 一

議事録署名委員 佐 藤 源 樹

議事録署名委員 畑 山 留 美 子